

安房地域保健医療連携・地域医療構想調整会議傍聴について

1. 傍聴手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、あらかじめ安房健康福祉センターのホームページで公表する傍聴案内の定めるところにより、事前にちば電子申請サービス又はファックスで申し込みをしてください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、申込受付締切日時になりましたら受付を終了します。
- (3) 申込受付締切日時以前であっても、受付を締め切らせていただく場合があります。

2. 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3. 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退出していただくことがあります。